

令和 2 年 第 1 回定例会

埼玉中部資源循環組合議会会議録

令和 2 年 2 月 6 日 開会・閉会

埼玉中部資源循環組合議会

令和2年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (2月6日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開会及び開議の宣告	5
議事日程の報告	5
議員の異動	5
議席の指定	5
議員の自己紹介	5
会議録署名議員の指名	6
議会運営委員長の報告	6
会期の決定	7
諸般の報告	8
管理者行政報告	8
管理者提出議案の上程	9
管理者提出議案の提案理由説明	9
議案第1号の質疑、討論、採決	13
議案第2号の質疑、討論、採決	13
議案第3号の質疑、討論、採決	14
議案第4号の質疑、討論、採決	14
一般質問	15
閉会中の継続審査の件	19
管理者挨拶	19
閉会の宣告	20

埼玉中部資源循環組合告示第1号

令和2年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年1月30日

埼玉中部資源循環組合
管理者 宮崎善雄

1 期 日 令和2年2月6日 午前10時

2 場 所 吉見町議会議場

3 附議事件

- 一 埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
- 一 埼玉中部資源循環組合財政調整基金条例及び埼玉中部資源循環組合施設整備基金条例を廃止する条例制定
- 一 比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同委員会の規約変更
- 一 令和元年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算（第2号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (2 2 名)

1 番	米	山	真	澄	議 員	2 番	福	田	武	彦	議 員
3 番	堀	越	博	文	議 員	4 番	岩	崎	隆	志	議 員
5 番	相	馬	正	人	議 員	6 番	江	森	誠	一	議 員
7 番	瀬	上	邦	久	議 員	8 番	上	野		廣	議 員
9 番	青	柳	賢	治	議 員	1 0 番	森		一	人	議 員
1 1 番	高	橋	さ	ゆり	議 員	1 2 番	島	崎	隆	夫	議 員
1 3 番	大	戸	久	一	議 員	1 4 番	小	高	春	雄	議 員
1 5 番	爲	水	順	二	議 員	1 6 番	戸	谷	照	喜	議 員
1 7 番	宮	崎	雄	一	議 員	1 8 番	小	宮		榮	議 員
1 9 番	前	田		栄	議 員	2 0 番	岩	田	鑑	郎	議 員
2 1 番	百	瀬	浩	子	議 員	2 2 番	田	中	秀	雄	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和2年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会

令和2年2月6日（木）

議 事 日 程

- 第 1 開 会
- 第 2 開 議
- 第 3 議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 議会運営委員長の報告
- 第 6 会期の決定
- 第 7 諸般の報告
- 第 8 管理者行政報告
- 第 9 管理者提出議案の上程
- 第 10 管理者提出議案の提案理由説明
 - 議案第 1 号 埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 2 号 埼玉中部資源循環組合財政調整基金条例及び埼玉中部資源循環組合施設整備基金条例を廃止する条例制定について
 - 議案第 3 号 比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同委員会の規約変更について
 - 議案第 4 号 令和元年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算（第2号）について
- 第 11 管理者提出議案に対する質疑
- 第 12 管理者提出議案に対する討論・採決
- 第 13 一般質問
- 第 14 閉会中の継続審査
- 第 15 管理者挨拶
- 第 16 閉 議
- 第 17 閉 会

○出席議員（22名）

1番	米山真澄	議員	2番	福田武彦	議員
3番	堀越博文	議員	4番	岩崎隆志	議員
5番	相馬正人	議員	6番	江森誠一	議員
7番	瀬上邦久	議員	8番	上野廣	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	森一人	議員
11番	高橋さゆり	議員	12番	島崎隆夫	議員
13番	大戸久一	議員	14番	小高春雄	議員
15番	爲水順二	議員	16番	戸谷照喜	議員
17番	宮崎雄一	議員	18番	小宮榮	議員
19番	前田栄	議員	20番	岩田鑑郎	議員
21番	百瀬浩子	議員	22番	田中秀雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	吉見町長	宮崎善雄	君
副管理者	東松山市長	森田光一	君
副管理者	桶川市長	小野克典	君
副管理者	滑川町長	吉田昇	君
副管理者	嵐山町長	岩澤勝	君
副管理者	小川町長	松本恒夫	君
副管理者	川島町長	飯島和夫	君
副管理者	ときがわ町長	渡邊一美	君
副管理者	東秩父村長	足立理助	君
会計管理者		栗林一之	君
事務局長		藤倉聡	君
総務課長		野口誠一	君
施設課長		新井亮祐	君

○職務のため出席した事務局職員

書記長	長田茂雄
書記	北原崇行

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 小宮 榮議長 皆さん、おはようございます。議員の皆様におかれましては、ご健勝にて令和2年第1回定例会に出席をいただき、ありがとうございます。

本日の出席議員は22名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和2年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 小宮 榮議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますので、ご了承願います。
-

◎議員の異動

- 小宮 榮議長 次に、組合議員に異動がございましたので、報告いたします。

任期満了に伴う小川町議会議員一般選挙後の令和元年9月5日の臨時議会において、高橋さゆり議員、島崎隆夫議員、大戸久一議員が選出されました。

任期満了に伴う嵐山町議会議員一般選挙後の令和元年10月16日の臨時議会において、青柳賢治議員と森一人議員が選出されました。

任期満了に伴う桶川市議会議員一般選挙後の令和元年12月11日の定例会において、岩崎隆志議員、相馬正人議員、江森誠一議員が選出されました。

◎議席の指定

- 小宮 榮議長 これより議席の指定を行います。

新たに組合議員に当選されました方の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

また、議席を変更する必要があるため、会議規則第4条第3項の規定により議席の変更を行います。

お諮りいたします。議席を変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 小宮 榮議長 ご異議がないようなので、議席を変更いたします。

議席については、お手元に配付いたしました議席表のとおり指定をいたします。

◎議員の自己紹介

- 小宮 榮議長 ここで、新たに組合議員になられました議員の自己紹介を登壇にてお願いいたします。

す。

4番、岩崎隆志議員。

[4番 岩崎隆志議員登壇]

○4番 岩崎隆志議員 桶川市の岩崎隆志です。どうぞよろしく願いいたします。

○小宮 榮議長 5番、相馬正人議員。

[5番 相馬正人議員登壇]

○5番 相馬正人議員 桶川市の相馬正人と申します。よろしく願いいたします。

○小宮 榮議長 6番、江森誠一議員。

[6番 江森誠一議員登壇]

○6番 江森誠一議員 桶川市の江森誠一でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○小宮 榮議長 9番、青柳賢治議員。

[9番 青柳賢治議員登壇]

○9番 青柳賢治議員 嵐山町議会選出の青柳賢治です。よろしく願いいたします。

○小宮 榮議長 10番、森一人議員。

[10番 森一人議員登壇]

○10番 森一人議員 嵐山町選出の森一人でございます。よろしく願いいたします。

○小宮 榮議長 11番、高橋さゆり議員。

[11番 高橋さゆり議員登壇]

○11番 高橋さゆり議員 小川町の高橋さゆりでございます。よろしく願いいたします。

○小宮 榮議長 12番、島崎隆夫議員。

[12番 島崎隆夫議員登壇]

○12番 島崎隆夫議員 小川町の島崎隆夫でございます。よろしく願いいたします。

○小宮 榮議長 13番、大戸久一議員。

[13番 大戸久一議員登壇]

○13番 大戸久一議員 小川町議会の大戸ですが、よろしく願いいたします。

○小宮 榮議長 ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○小宮 榮議長 次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。

22番、田中秀雄議員、1番、米山真澄議員を指名いたします。

◎議会運営委員長の報告

○小宮 榮議長 次に、議会運営委員長の報告を委員長の森一人議員にお願いいたします。
10番、森一人議員。

〔森 一人議会運営委員長登壇〕

○森 一人議会運営委員長 皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、議事日程第5、議会運営委員長の報告をさせていただきます。

去る1月27日午前10時から吉見町福祉会館におきまして、本日の議事日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明申し上げます。

第6、会期につきましては、本日1日限りといたします。

第7は、諸般の報告。

第8は、管理者行政報告。

第9は、管理者提出議案の上程。

第10は、管理者提出議案の提案理由説明。

第11は、管理者提出議案に対する質疑。

第12は、管理者提出議案に対する討論・採決。

第13は、一般質問。

第14は、閉会中の継続審査でございます。特定事件について閉会中に継続審査を行いたい旨を議長に申し出ました。

日程については以上です。

簡単でございますが、議会運営委員長の報告とさせていただきます。

○小宮 榮議長 ご苦労さまでした。

ただいま議会運営委員長の報告のとおり、日程につきましては、この順序に従い議事を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、この順序に従って議事を進めてまいります。

◎会期の決定

○小宮 榮議長 次に、日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、森委員長の報告のとおり、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、今回定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎諸般の報告

○小宮 榮議長 次に、日程第7、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から令和元年6月分から11月分までの例月出納検査及び令和元年度定期監査の報告がありましたので、お手元に配付しておきました。ご了承願います。

次に、今回の定例会に説明員並びに説明委任者として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎管理者行政報告

○小宮 榮議長 次に、管理者から挨拶並びに行政報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

宮崎善雄管理者。

[宮崎善雄管理者登壇]

○宮崎善雄管理者 皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご参集を賜り会議が開催できますことに厚くお礼を申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。令和元年7月より12月までの組合の事務事業について、ご報告申し上げます。

初めに、組合の解散に関する事項ですが、8月26日に行われた正副管理者会議におきまして、解散の方向で今後協議をしていくことを決定し、10月5日の正副管理者会議では、令和2年3月31日に解散することを一つの案として事務を進める。残る事務は吉見町に承継することなどを協議いたしました。さらに、11月9日の正副管理者会議では解散事務に伴う諸議案について、12月に構成市町村議会に上程することを決定しております。構成市町村議会では関連する全ての議案を可決していただき、現在埼玉県に提出する解散の届出書を作成しているところでございます。

次に、裁判の関係ですが、平成27年度から行われている住民訴訟事件は、10月23日、12月25日に口頭弁論が行われました。平成30年度から行われている施設建設禁止請求事件は、9月2日、10月28日、1月20日に弁論準備が行われ、争点と証拠の整理が行われているところです。今年度から行われている行政文書非公開処分取消請求事件は、7月3日、10月9日、11月27日、2月5日に口頭弁論が行われました。いずれの訴訟につきましても、現在も継続中となっております。

また、施設関係では、発注しておりました業務委託について、9月中に変更契約を締結し、完了検査を行いました。

例月出納検査も毎月実施し、10月には令和元年度の定期監査を行っております。

以上、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

◎管理者提出議案の上程

○小宮 榮議長 次に、管理者から議案等の提出がありましたので、報告いたします。

議案等につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

お諮りいたします。定例会に管理者から提出された議案第1号から議案第4号までを一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

◎管理者提出議案の提案理由説明

○小宮 榮議長 提出者の提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

〔宮崎善雄管理者登壇〕

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

今回提案いたしました議案は、条例の一部改正1件、条例の廃止1件、規約変更1件、令和元年度補正予算1件でございます。

議案第1号は、埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。人事院勧告等に鑑み、一般職職員の給与について改定したいので、給与条例の一部を改正する条例を制定するものです。

議案第2号は、埼玉中部資源循環組合財政調整基金条例及び埼玉中部資源循環組合施設整備基金条例を廃止する条例制定についてです。埼玉中部資源循環組合が令和2年3月31日をもって解散するため、基金を廃止する条例を制定するものです。

議案第3号は、比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同委員会の規約変更についてです。比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体から埼玉中部資源循環組合が脱退するとともに、比企広域公平委員会共同設置規約を変更することについて協議をしたいので、議決を求めるものでございます。

議案第4号は、令和元年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算（第2号）についてです。歳入歳出それぞれ2億1,433万円を追加し、予算の総額を9億9,622万9,000円とするものです。

以上が提案いたしました議案でございます。慎重審議の上、いずれも原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○小宮 榮議長 説明が終わりました。

これより議案に対する細部の説明を求めます。

藤倉事務局長。

〔藤倉 聡事務局長登壇〕

○藤倉 聡事務局長 それでは、細部説明を申し上げます。

令和2年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会議案の1ページをお願いいたします。議案第1号は、埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定いたしたい。

議案書3ページ、別紙をお願いいたします。2行目から申し上げます。埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例（平成27年埼玉中部資源循環組合条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条の7第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

今回の改正は、再任用職員以外の職員の令和元年12月期の勤勉手当の支給割合を、0.925月から0.975月に改正し、併せて給料表を改定するものです。

なお、給料表の改定については、初任給が民間と差があることから、総合職試験及び一般職試験の大卒者に係る1級の初任給を1,500円、また一般職試験の高卒者に係る1級の初任給を2,000円引上げの改定を行い、これを踏まえまして、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について、所要の改定を行う内容となっております。

7ページをお願いいたします。附則（施行期日等）。

第1項、この条例は、公布の日から施行する。

第2項、改正後の埼玉中部資源循環組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定（第17条の7第2項第1号の規定を除く。）は平成31年4月1日から適用し、改正後の給与条例第17条の7第2項第1号の規定は、令和元年12月1日から適用する。

なお、8ページには給与改定の概要を、9ページには新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

1ページへお戻りください。提案理由です。人事院勧告等に鑑み、一般職職員の給与について改定したいので、条例に所要の改正が必要なため、この案を提出するものです。

以上で、議案第1号の細部説明とさせていただきます。

続いて、第2号を申し上げます。11ページをお願いいたします。議案第2号は、埼玉中部資源循環組合財政調整基金条例及び埼玉中部資源循環組合施設整備基金条例を廃止する条例制定についてです。埼玉中部資源循環組合財政調整基金条例及び埼玉中部資源循環組合施設整備基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定いたしたい。

13ページ、別紙をお願いいたします。3行目から申し上げます。次に掲げる条例は、廃止する。

第1号、埼玉中部資源循環組合財政調整基金条例（平成28年埼玉中部資源循環組合条例第2号）。
第2号、埼玉中部資源循環組合施設整備基金条例（平成28年埼玉中部資源循環組合条例第3号）。
附則、この条例は、公布の日から施行する。

11ページへお戻りください。提案理由です。埼玉中部資源循環組合が令和2年3月31日をもって解散するため、基金を廃止し、一般会計に繰り入れることから、この案を提出するものです。

以上で、議案第2号の細部説明とさせていただきます。

続いて、議案第3号を申し上げます。15ページをお願いいたします。議案第3号は、比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同委員会の規約変更についてです。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、令和2年3月31日をもって比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体から埼玉中部資源循環組合が脱退するとともに、比企広域公平委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて議決を求めます。

17ページ、別紙をお願いします。2行目から申し上げます。比企広域公平委員会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第1条中「埼玉中部資源循環組合」を削る。

附則、この規約は、令和2年4月1日から施行する。

なお、19ページに新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

15ページへお戻りください。提案理由です。比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体から埼玉中部資源循環組合が脱退するとともに、比企広域公平委員会共同設置規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものです。

以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。

最後に、議案第4号を申し上げます。令和元年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算書（第2号）の1ページをお願いいたします。議案第4号は、令和元年度埼玉中部資源循環組合一般会計補正予算（第2号）です。

令和元年度埼玉中部資源循環組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,433万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,622万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。第2条、債務負担行為の廃止は、第2表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の廃止は、第3表、地方債補正による。

2ページをお願いいたします。第1表では、歳入歳出予算補正を款項ごとに記載していますが、この内容を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明申し上げます。8ページをお願いいたします。歳

入から主なものを申し上げます。

1 款 1 項 1 目負担金 2 億8,000万円の減は、構成市町村負担金のうち、施設整備のための負担金を減額するものです。

2 款 1 項 1 目衛生費国庫補助金376万6,000円の減、これは循環型社会形成推進交付金で、事業を実施しないことによるものです。

一つ送りますして、4 款 1 項 1 目基金繰入金 8 億3,387万2,000円は、財政調整基金及び施設整備基金からの繰入金です。基金として保持していた額を一般会計に計上し、構成市町村へ返還の手続を行うものです。

続きまして、一番下の枠になりますが、7 款 1 項 1 目事業債 3 億3,580万円の減は、事業を実施しないことによるものです。

9 ページをお願いいたします。ここからは歳出になります。主なものを申し上げます。1 款 1 項 1 目議会費72万6,000円の減は、視察研修等を実施しないことによるものです。

2 款 1 項 1 目一般管理費のうち、1 節報酬37万2,000円の減及び11節需用費40万5,000円減は、共に実績見込みによるものです。

また、13節委託料11万4,000円の減、10ページをお願いいたします。14節使用料及び賃借料の70万1,000円のうち、減額については実績見込みによるもので、増額については、長期で契約しておりますリース契約を、ここで解約するために必要な経費を計上しております。

19節負担金、補助及び交付金44万円の減は、地元地域事業推進連絡会議の補助金が交付に至らなかったことによるものです。

23節償還金、利子及び割引料 8 億8,057万8,000円のうち、構成市町村負担金返還金は、組合が保有する資金の一部を負担額等に応じて返還するものです。また、国庫補助金返還金は、国から補助金として収入したものを返還するものです。

25節積立金1,089万9,000円の減は、財政調整基金への積立てを取りやめるものです。

続きまして、一番下の枠になりますが、3 款 1 項 1 目施設整備費 6 億5,876万1,000円の減のうち、1 節報酬77万4,000円の減は、実績により減額するものです。

11ページをお願いします。13節委託料4,434万円の減は、契約済みの委託業務を見直し、その時点までの業務実績等に応じて契約内容を変更したことによるものです。

14節使用料及び賃借料34万5,000円の減、15節工事請負費250万円の減、17節公有財産購入費 2 億3,000万円の減、22節補償、補填及び賠償金 1 億円の減は、いずれも予定していた事業を実施しないことによるものです。

25節積立金 2 億7,998万2,000円の減は、施設整備基金への積立てを取りやめるものです。

4 款 1 項 1 目予備費は、587万5,000円を追加し、トータルを1,472万4,000円とします。このうち、既に542万4,000円を電算機器等リース料へ充用しておりますので、差引きが930万円となります。こ

れを吉見町が引継ぎ、承継事務を執行するための必要経費とします。なお、承継した事務が完了した後に、さらに残金がある場合は、構成市町村へ返還する予定です。

以上が、歳入歳出予算補正の内容です。

3 ページへお戻りください。第2表は債務負担行為の補正です。環境影響評価業務委託料の債務負担行為を廃止するものです。

4 ページをお願いいたします。第3表は地方債の補正です。施設整備事業費に充てるために予定していた地方債を廃止するものです。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○小宮 榮議長 以上で議案に対する細部の説明が終了いたしました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 これより日程に従い、議案の審議に入ります。

初めに、議案第1号について、直ちに質疑に入ります。

どなたか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第2号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第3号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○小宮 榮議長 次に、議案第4号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、定例会に付議されました議案に対する議事は全て終了いたしました。

◎一般質問

○小宮 榮議長 次に、日程に従い、一般質問を行います。

16番、戸谷照喜議員。

[16番 戸谷照喜議員登壇]

○16番 戸谷照喜議員 16番の戸谷照喜でございます。ご承知のとおり埼玉中部資源循環組合、一部事務組合は2015年、平成27年4月1日の発足から5年になろうとしておりますけれども、本年3月31日をもって解散をすることになりました。解散の理由は、付帯施設の運営費をめぐる9市町村の負担割合で、それぞれ合意ができなかったものであります。しかしながら、本件はもともと自治体という住民をよりどころにすべき団体が、このことを忘れ去って、事もあろうに裁判をしてまで住民と争い、理不尽な強権を押し通そうとした中で破綻した起こるべくして起こった事件であると私は考えております。そして、これこそがこの事件の本質でもあります。よって、私はこの事態を天の声、人の声として換言して、これを決断した9市町村の議会に対して敬意を払うものであります。なお、本件は前町長、前管理者である新井保美氏が引き起こした案件であります。これを途中から継承した宮崎善雄町長、管理者においては、遅きに失した感はありますけれども、解決に至るその決断を評価したいと思います。

私は、どんな団体でも、また自治体でも個人でも、活動している以上は失敗は避けられないと思っております。しかし、このたびの失敗の責任を、私は特定的な機関や個人の名前を挙げつらうつもりは毛頭ありません。それは、本件は9市町村の課長級から成る幹事会、また副市町村長会議、さらに正副管理者会議と、重層的にして集団的な討議をしてきた経過があるからであります。そして、さらにこの22名から成る組合議会があります。ただし、この組合議会は過去5年間において、私の2回の質問を除き、わずか4人の議員しか一般質問には参加してこなかったという極めて低調な、残念な一面を指摘しないわけにはいきません。しかし、今に至って、私はるる全てを指摘する時間も余裕もありません。最も大事なことは、この失敗からどんな教訓をお互いが共有して、今後にかすことができるかどうかということではないでしょうか。

今回は最後の質問となりますので、幾つかの重要な項目を総括的に端的に伺いたいと思っております。この重大事件とも言うべき本件は、9市町村の歴史にも残る出来事ではないかと私は思っております。管理者あるいは副管理者の方々の前向きなご答弁を求めたいと思っております。質問の項目につきましては、別紙にお配りしてありますように、発言通告書のとおりであります。大項目としましては、解散に至った諸原因や理由をどう検証して、それを今後どう生かしていくのか。その教訓とは何なのかをもとに、小項目と要旨で説明をいたしております。

1番目には、9市町村の枠組みの検証であります。この構図の妥当性について論議をした経過というのはあったのかどうか。

2番目には、住民への情報提供や協力要請についての検証であります。どんな情報提供や協力要

請を行ってきたのか。

そして、3番目には住民の行政に対する裁判についての検証であります。私は行政の基本姿勢として、住民を見下したような御上の意識があったのではないかと、この間感じてきております。

そして、4番目には大事な付帯施設の問題であります。付帯施設の前提的な論議の検証であります。前提的というのは、住民は本当に付帯施設を望んでいたのかどうか、このことであります。

そして、5番目には和解条項違反、ハザードマップ無視についての検証であります。最も重要な前提的な基本問題について、一度も真剣な論議がされていないではありませんか。私は、これについて大きな疑問を持っております。

こうしたことから、最後に解散という結果を受けて、各自治体が生かすべき教訓は何か。私は、言葉は激しいかと思えますけれども、住民の意見を一切聞こうとしない独善主義、請負主義、秘密主義、こういったものを感じてきております。こういった主義を廃して、気持ちを廃して、住民を信頼して住民とともに進む行政を目指すことの重要性を、今回特に強調したいと思えます。

以上で、壇上における質問を終わります。

○小宮 榮議長 戸谷議員の質問に対し、答弁を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 それでは、戸谷議員の質問に答弁をさせていただきます。

解散に至った諸原因や理由などを検証し、今後に生かすべき教訓は何か。そのうちの①点目でございますけれども、9市町村の枠組みの検証についてでございますが、組合の解散を受けての枠組みの検証は、共同処理に対する考え方や地理的な条件など構成市町村によって様々ですので、捉え方もそれに沿ったものになると考えられます。

2点目の住民への情報提供や協力要請についての検証でございますけれども、本事業の推進に当たっては、構成市町村の住民の皆様、中でも地元の皆様との合意形成が重要であるとの考えから、ホームページを整備するとともに、広報紙の発行などに取り組んできました。また、地元の方々に対しては、適宜地元説明会を開催するなどして事業内容の説明、スケジュールあるいは環境や交通への影響などについて説明を申し上げ、合意形成に努めてまいりました。

次に、3点目の住民の行政に対する裁判についての検証でございますけれども、ご指摘のような住民を見下した御上意識はありません。

④番目、付帯施設の前提的議論の検証についてでございますけれども、組合の前身である埼玉中部広域清掃協議会宛てに提出された要望書及び地元で開催された説明会や、地元の方にも出席をいただいた検討委員会などで、よりよい付帯施設の整備について要望をいただいております。また、この内容につきましては、新ごみ処理施設整備構想及び当該構想をベースに策定した（仮称）埼玉中部資源循環センター施設整備基本設計（案）に反映をされてございます。

次に、⑤番目の和解条項違反、ハザードマップ無視についての検証でございますけれども、和解

条項の関係は現在も裁判が継続中でありますので、答弁は控えさせていただきます。

また、ハザードマップの関係でございますが、新ごみ処理施設整備構想で災害対策拠点となる施設とする旨を明記しており、その内容が（仮称）埼玉中部資源循環センター施設整備基本設計（案）に引き継がれてございます。

次に、6番目、解散という結果を受けて、この部分につきましてはそれぞれの構成市町村の考え方になるかというふうに思います。

以上です。

○小宮 榮議長 戸谷議員。

○16番 戸谷照喜議員 ここに至って、私は改めて問題を初めから問い直すということは、今やどうなのかというふうに自問自答もしておりますけれども、しかし非常に重要な問題がここ数年やられてきた中で、しっかり総括をしておくことは非常に大事だろうというふうに思います。今回、あくまで言いたいのは、この失敗の教訓をどう生かすのかと。失敗の要因は何なのかということを検証して、そして今後お互いが生かしていくということを、私は一番言いたいわけです。うやむやにってしまうというのは、一番まずいというふうに思う観点から、今回改めて質問に立った次第でありますので、ご了解をお願いしたいと思います。

それで、1番目から5番目までの質問があるわけですがけれども、私はこの間の各種会議、幹事会から始まりまして正副管理者会議、それからこの議会を通して一番感じているのは、議論が中途半端で終わっているということです。問題提起はある人から断片的に出されていますけれども、それがほとんど煮詰められていないという欠陥があります。どの会議の記録を見てもそうです。問題提起は一応ありますけれども、ちゃんとした深まった議論をしていないということです。

それで、1番目の質問との関係で改めて管理者、このときは、発足のときには宮崎管理者はおられなかったのですが、そもそもこの問題が発端となったのは平成23年の副市町村長連絡会、ここから始まっているわけです。場所をどこにしましょうかとか、あるいは枠組みをどうしましょうかという論議を、この段階でまず出されております。このときには新施設建設検討委員会の委員長である岡田恒雄さんも参加をされておまして、その中で説明をされておりますけれども、問題提起はありますけれども、何ら煮詰めた議論はされていません。

そのまま次の年の平成24年、翌年、ここにおいて関係市町村連絡会議というのが、フレサよしみで9市町村の首長さんが集まって行われました。問題の発端はここにあったわけです。前管理者、前吉見町長である新井保美さんが、今度の建設予定地は今とほぼ同じところだと考えてくださいと、こういうふうに表明されたわけです。論議が何にもないまま、こういう表明が突然なされたというのが事の発端です。これがずっと独り歩きしてきて、いわゆるその後もどんどん、どんどんそのまま続いて今日に至ってきたというのが大まかな経過です。

私が言いたいのは、問題提起はある議員なりからありましたけれども、これを十分煮詰めた論議

をしなかったという欠陥があるのです。こういう論議の仕方について、管理者は何かその後お感じになっていることがあるのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

○小宮 榮議長 戸谷議員の再質問に対し、答弁を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 再質問についてお答えをさせていただきますけれども、先ほど来から組合の前身あるいはその以前のお話が出ていますけれども、私もその当時、その会議に出席はしておりませんが、ごみの処理については各構成市町村の責務でありますので、そういったことから各市町村がしっかりとした考えのもとに出発した話であろうというふうに認識をしています。

以上です。

○小宮 榮議長 戸谷議員さん、簡潔にお願いします。何を聞いているのかちっとも分かりません。

○16番 戸谷照喜議員 私に与えられた時間内でやりますので、心配しないでください。

○小宮 榮議長 心配しているのです。どうぞ。

○16番 戸谷照喜議員 あらかじめ通告のない質問も、管理者ですので、私しましたけれども、これは特に管理者として事前通告なくても回答できる内容だろうというふうに思っております、今聞いたわけですがけれども、会議の運営の仕方の問題かもしれませんけれども、非常に大事な観点です。こんな分厚い議事録を見ても、一貫して感ずるのはそのことです。煮詰めた論議がないということです、ずっと。問題提起はあっても煮詰めていないと、これが大きな欠陥です、この間の。教訓とすべき一つです。

それから、2番目に言いたいのは、住民への情報提供と協力要請です。特に情報というのがほとんど流れていないというのが、この間の経過です。それで、地元の人が中心に情報公開を求めても、なかなか出してこないということです。情報公開しても。それで、私がこの議会で、吉見町議会でも何度も前町長、管理者に申し上げてきましたけれども、こそこそ、こそこそ裏で仕事をしていると言っても過言ではないような仕事の仕方なのです。市民に公表するという姿勢が全くないわけです。それで、どういうふうになっているのか知りたいということで情報公開を出しても、出てきた情報公開がどんなものかという、こういうものです。こういう真っ黒にした、これはなっていないですよ。こういうふうに真っ黒になった、こういう。場合によっては全面的に黒です。しませんということです、要するに。あなた方に知らせる必要はないというふうに言っているのと同じです。全く行政が独善的に進めているものを、文句あるのかというようなことです。しておきながら、そういうふうに捉えざるを得ないです。

聞きたいのですが、情報公開というのは何回ぐらいやられましたか。

○小宮 榮議長 事務局長。

○藤倉 聡事務局長 再質問ですが、情報公開の件数ということでございます。

組合の設立から令和元年12月末までの数字で申し上げますが、114件でございます。

○小宮 榮議長 以上で戸谷議員の一般質問は終了いたします。

〔何事か言う人あり〕

○小宮 榮議長 3回で終わりです。

〔何事か言う人あり〕

○小宮 榮議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時57分

○小宮 榮議長 会議を再開いたします。

戸谷議員。

○16番 戸谷照喜議員 そういうことですね。114回もやられたということで……

○小宮 榮議長 戸谷議員、やっぱり終わりだって。

○16番 戸谷照喜議員 だって同じ項目でしょう。ちょっと規約を見てくださいよ。

○小宮 榮議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時00分

○小宮 榮議長 会議を再開いたします。

◎閉会中の継続審査の件

○小宮 榮議長 次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

議会運営委員長から、次回の会期の日程等について閉会中に継続審査としたい旨の申出がありましたので、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小宮 榮議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり、次回の会期の日程等について議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査事件とすることに決定いたします。

◎管理者挨拶

○小宮 榮議長 以上で、令和2年第1回定例会の議事は全て終了いたしました。

議員の皆様には、重要な案件について慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。

ここで、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

宮崎管理者。

〔宮崎善雄管理者登壇〕

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、お礼を申し上げさせていただきます。

本日は、慎重審議の上、上程いたしました議案のいずれも原案のとおり議決を賜り、誠にありがとうございました。今回の定例会では、さきの構成市町村議会での結果を受けて、当組合の解散に関する諸議案の審議をお願いし、ご承認をいただきましたので、これをもって組合議会における解散の議案審議が終了し、本日が最後の定例会となります。

平成27年4月に発足しました埼玉中部資源循環組合は、これまで地域のごみ処理を共同で行うことなどを目的として事務を進めてまいりましたが、全ての構成市町村のご承認をもって、令和2年3月31日に解散の運びとなりました。これまでの間、歴代の組合議員の方々を含め、議員皆様には組合の運営にご理解、ご協力を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

暦の上では、既に立春を迎えておりますが、今年の冬は寒暖差が出てございます。議員の皆様には、どうか健康に留意をされまして、さらにご活躍くださいますようご期待を申し上げます。

結びに、構成市町村及び構成市町村議会のますますのご発展を祈念申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○小宮 榮議長 以上で本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○小宮 榮議長 これをもちまして、令和2年第1回埼玉中部資源循環組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午前11時03分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年2月6日

議 長 小 宮 榮

署 名 議 員 田 中 秀 雄

署 名 議 員 米 山 真 澄